

令和5年度笠間市図書館協議会及び
笠間市子ども読書活動推進会議次第

日 時 令和5年6月21日（水）

午後2時00分より

場 所 笠間市立友部図書館2階視聴覚室

●笠間市図書館協議会

1. 開会
2. 任命書発令
3. 教育長あいさつ
4. 委員及び職員自己紹介
5. 議題
 - (1) 令和4年度笠間市立図書館事業報告及び令和5年度笠間市立図書館事業計画（案） について
 - (2) その他
6. 閉会

.....

●笠間市子ども読書活動推進会議

1. 開会
2. 議題
 - (1) 笠間市子ども読書活動推進事業について
 - (2) その他
3. 閉会

令和4年度笠間市立図書館事業実績

1 【開館・来館者・貸出】

図書館名	R 4 年度貸出等実績		
	開館日数 (日)	来館者数 (人)	貸出件数 (点)
笠間図書館	283	138,182	361,827
友部図書館	283	128,161	381,301
岩間図書館	283	75,578	176,335
WEB延長分	—	—	71,162
合 計	—	341,921	990,625

2 【年度末資料所蔵数】

図書館名	R 4 年度末所蔵数		
	図書資料	視聴覚資料	合計 (点)
笠間図書館	232,583	21,023	253,606
友部図書館	240,377	16,192	256,569
岩間図書館	79,288	6,739	86,027
合 計	552,248	43,954	596,202

3 【資料購入状況】

図書館名	R 4 年度資料購入			
	図書資料	視聴覚資料	合計 (点)	金額 (円)
笠間図書館	4,260	124	4,384	8,026,148
友部図書館	4,299	124	4,423	7,997,658
岩間図書館	2,459	147	2,606	4,967,488
合 計	11,018	395	11,413	20,991,294

4 【電子図書館：利用実績】

R 4 年度利用実績		
ログイン数	閲覧数	貸出件数 (点)
17,330	34,910	16,036

【電子図書館：年度末コンテンツ数】

一般	児童	郷土等	合 計
1,594	1,207	15	2,816

三館共通事業

事業	笠間図書館	友部図書館	岩間図書館
図書館協議会・子ども読書活動推進会議	6月24日(金)		
としょかん1年生	257名(配布率42.7%)		
読み聞かせ(館内おはなし会)	67回 567名	31回 190名	35回 284名
読み聞かせ(館外おはなし会)		13回 409名	
ブックスタート	360名(配布率93.8%)		
学校・施設(幼・保・認定こども園)との連携 ①職場体験	2校 6名	4校 13名	
学校・施設(幼・保・認定こども園)との連携 ②図書館見学	3校 226名	4校1所 131名	2校1園 109名
学校・施設(幼・保・認定こども園)との連携 ③学校貸出	3校 824冊	7校 3,188冊	5校 1,399冊
情報発信拠点化事業	生涯学習・施設・各種イベント情報などの展示・配布		
研修会 読み聞かせ研修会	9月28日(水) 38名		
子ども読書フェスティバル	4月24日(日) 138名	10月9日(日) 27名	10月29日(土) 71名
リユースフェア	5月27日(金)～ 28日(土) 192名 2,138点	1月27日(金)～ 28日(土) 3,504点	
視察	3件 19名		

笠間図書館

事業	内容	備考
音訳サービス	市発行の広報誌等の音訳資料を作成し提供する	定期郵送利用者 3名 音訳資料提供回数 45回
資料提供（市内施設等）	ボランティア団体、施設などへの貸出（学校を除く）	団体貸出 9,724冊
笠間焼発信プロジェクト	市の地場産業及び伝統工芸品である「笠間焼」の資料を図書館で収集し保存、資料提供する	
イベント	図書館クイズ 「Mr.0からの挑戦状 season2」	4月1日（金）～3月21日（火） 482名 （ポイントクリア 39名）
	大人の図書館見学会	7月13日（水） 6名
	アイスクリームを作ろう！ ～おもしろ理科実験～	7月31日（日） 18名
	ヒーローおはなし会	8月11日（木） 37名
	お化けなスペシャルおはなし会 2022	10月30日（日） 123名
	分類マラソン	12月2日（金）～3月21日（火・祝） 参加者 67名 完走者 22名
	おみくじ本	1月4日（水）～1月9日（月・祝） 25パック
展示 ①ギャラリー展示	図書館ギャラリー企画展示	10回
	笠間焼ギャラリー	3回
展示 ②特集資料展示	特集企画展示	14回
	季節特集	9回
	絵本コーナー特集	12回
	時事関連特集	16回

友部図書館

事業	内容	備考
音訳サービス	要望により音訳資料を作成し提供する	5件
資料提供（市内施設等）	ボランティア団体・施設などへの貸出（学校を除く）	団体貸出 2,196冊
イベント	ブック de トーク	5回
	Andy と英語で赤ちゃんおはなし会	7月14日（木） 12名
	ガチャガチャクイズ	7月28日（木）～8月30日（火） 78名
	ガラスアート体験	8月10日（水） 16名
	Hallowitter2022	10月2日（日）～11月5日（土） 33名
	本をよんでチャレンジ！	10月27日（木）～12月4日（日） 74名
	日本刀のイロハ	11月3日（木・祝） 25名
	お年玉本福袋本	1月4日（水）～1月7日（土） 71パック
展示①	図書館ギャラリー企画展示	各種団体・個人・図書館事業 20回
展示 ②特集資料展示	一般書特集企画展示	9回
	一般書ミニ特集展示	25回
	児童書特集企画展示	14回
	児童書ミニ特集展示	10回

岩間図書館

事業	内容	備考
資料提供（市内施設等）	ボランティア団体・施設などへの貸出（学校を除く）	748冊
イベント	図書館クイズ「不思議な額縁」（月替わり）	4月1日（金）～3月31日（金） 372名 （ポイントクリア20名）
	夏休みイベント「よんでビンゴ」	7月16日（土）～8月3日（水） 62名
	謎解き2022	11月23日（水・祝） 7名
	謎解き2022レポート	12月27日（火） 7名
	ミニチュアドールハウス講座	1月5日（木） 7名
展示（特集資料展示）	メイン特集	5回
	ミニ特集一般向け	17回
	ミニ特集児童向け	40回
	通年特集 （としょかん1年生・季節話題の本）	2回
	特設展示	1回

令和5年度笠間市立図書館事業計画（案）

資料3

	事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
三館共通	図書館協議会 子ども読書活動推進会議	・図書館協議会（年1回） ・子ども読書活動推進会議（年1回）													6/21開催	
	としょかん1年生	・小学校入学を機会に自分の借りたい本を自分のカードで借り図書館の基本的な使い方を知る。 ・図書館の利用を促進し子どもの読書活動のさらなる推進を図る。														
	読み聞かせ（おはなし会）	・読み聞かせ、おはなし会を通して本に親しみ、図書館利用の拡大・読書推進を図る。														
			笠間（毎月第1～4日曜日、第1・第3金曜日）													
			友部（5月・8月・1月を除く第1日曜日、毎月第1・第3木曜日）													
			岩間（毎月第2木曜日、第2・第4土曜日）													
	ブックスタート	・乳幼児健診・相談（保健センター実施）を利用し、絵本を通して親子で触れ合い語り合う時間の提供と、おはなし会参加へのきっかけづくりをする。														
			笠間 年6回													
			友部 年12回（毎月実施）													
		岩間 年6回														
学校、施設（幼・保・認定子ども園）との連携 ・職場体験 ・見学等受け入れ	・就業体験研修・司書研修・図書館見学等を受入れる。															
学校・施設（幼・保・認定子ども園）との連携 ・「図書館だより」配布 ・教職員向け 図書館だよりの発行 ・資料提供	・資料の紹介・各学校からの各種情報を提供する。 ・各学校からのメッセージを伝える。 ・授業に必要な資料の相談やリクエストに応じ、提供をする。														図書館だより 隔月発行	
情報発信拠点化事業	・生涯学習・施設・各種イベント情報などの展示・配布 ・テーマに沿った資料展示															
職員及びボランティア研修会	・事業の共通理解や技術の向上を図ると共に利用者へのサービスの向上を図る。														読み聞かせ研修 9月開催予定 ブックスタート研修11月開催予定	
特別資料整理	・約60万冊の資料を点検する。														・閉架書庫を含めた所蔵資料の整理 ・蔵書点検は3年毎（R6年度予定）	

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
音訳サービス	・視覚障害のある方やその他の理由で音訳資料を必要とする方に情報の提供をする。 ・音訳サービス													
音訳勉強会	・技術の向上を図る為に、講師による研修会やボランティア間の勉強会を実施する。	音訳打合せ（毎月1回）												
資料提供（市内施設等）	・小学校、児童クラブ、ボランティア団体等への貸出													みなみ学園に年3回、各200冊程度提供
笠間焼発信プロジェクト	・市の地場産業及び伝統的工芸品である「笠間焼」の資料を図書館で収集し保存、資料提供することを目的とする。													
笠間 イベント	・クイズラリー「ゴーストインザミラー」クイズを通して、本の利用や図書館について知る。													4/6～開催中
	・子ども読書フェスティバル	春							秋					4/23開催 60名参加 11/26開催予定
	・リユースフェア 保存期間が経過して除籍した雑誌や寄贈図書の一部を提供し、資料の提供と図書館利用の拡大を図る。													7/17開催予定
	・夏休みイベント バスボム作り													7/30開催予定
	・大人の図書館見学会													9/22開催予定
	・大人向けイベント													12月開催予定
	・児童イベント 好きな香りを持ち帰ろう													1/8開催予定
	・ナゾ解きイベント													2/11開催予定
	・キッズタイム 乳幼児連れでも図書館を気兼ねなく利用できる ように、利用者の協力と理解を得た、子育て支援事業。おはなし会の前後1時間（2時間）	毎月第1～4日曜日、第1・第3金曜日												
視察受入	図書館サービス事業及び施設に関する視察受け入れ													
展示	・特集資料展示													
	・ギャラリー展示													
	・笠間焼ギャラリー展示													

	事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
	資料提供（市内施設）	・友部地区内の小学校への貸出。	■												学校からの予約サービス 3校に年3回、300冊	
		・児童クラブ、団体などへの貸出・提供 ・音訳資料/サービスの提供	■												児童クラブ・保育園・幼稚園 随時サービス	
友 部	イベント	・ブックdeトーク		■		■		■		■		■		■		
		・クイズイベント クイズを通して、本の利用や図書館について知る					■									7/27~8/29開催予定
		・夏休み子ども向けイベント 科学工作					■									8月初旬開催予定
		・夏の手作り絵本教室 図書館ボランティア「睦読書会」が手作り絵本の作成指導				■	■									7/29・8/5開催予定
		・読書感想画教室 読書を通じて感じた思いや印象を絵で表現する 高等学校美術教諭が指導					■									8/5開催予定
		・子ども読書フェスティバル作品公募				■	■	■								読書感想画、手作り絵本の部
		・子ども読書フェスティバル応募作品展示 (読書感想画、手づくり絵本等)								■	■					展示期間：10/3~10/15
		・秋の読書週間イベント ガチャガチャ装置を使った読書イベント										■	■			11月頃開催予定
		・Twitterイベント 友部図書館公式Twitterと連動したイベント														開催日未定
		・赤ちゃん向けイベント									■	■	■	■		10月~2月頃予定
		・リユースフェア 保存期間が経過して除籍した雑誌や寄贈図書の一部を提供し、資料の提供と図書館利用の拡大を図る。													開催日未定	
展示		・特集資料展示	■													
		・図書館ギャラリー企画展示	■												18団体予定	

事業		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
岩 間	保育園・幼稚園との連携	・図書館見学 図書館見学時に絵本の読み聞かせ・大型紙芝居、ビデオ上映、本の貸出等を実施する。	■												保育園等からの依頼により実施	
	資料提供（市内施設）	・小学校、児童クラブ、ボランティア団体等への貸出	■												依頼などにより随時貸出	
	イベント	・イベント									■					11月開催予定
		・図書館クイズ（幼児～大人） クイズを通して、本や図書館について知る。	■												毎月内容を変えて実施	
		・夏休みイベント「世界のボードゲーム」 （小学生）				■										
		・夏休みイベント「お星さまチャレンジ」 （幼児～大人）					■									7/28～8/31開催予定
	・子ども読書フェスティバル								■						10月開催予定	
展示	・特集資料展示	■												大特集（年5回） 小特集（年6～12回程度・9部門）		

第三次笠間市子ども読書活動推進計画 取組目標

☆取組目標1 みんなにすすめたい一冊の本推進事業達成率 (％)

		R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小学生50冊	目標値			60	62	65	68	70
	実績値	58.0	55.2	59.9				
中学生30冊	目標値			15	18	21	23	25
	実績値	12.5	12.2	14.7				

☆取組目標2 図書館見学を行った学校、幼稚園等の数

		R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設数	目標値			14	15	16	17	18
	実績値	13	11	11				

☆取組目標3 おはなし会参加者数(館内・館外)

		R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参加者数	目標値			2,200	2,300	2,400	2,500	2,600
	実績値	2,253	888	1,041				

☆取組目標4 電子図書館 子ども(18歳以下)の貸出点数

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
貸出点数	目標値		7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
	実績値	9,810	13,575				

※ 電子図書館は令和3年1月に開設しました。

☆取組目標5 学校図書館蔵書数 (冊)

		R3年度	R8年度
小学校(義務教育学校前期課程含む)	目標値		120,000
	実績値	109,900	
中学校(義務教育学校後期課程含む)	目標値		64,000
	実績値	51,008	

※ R3年度の実績値は、計画策定時に行ったアンケート調査(担当者用)の回答から算出しました。

☆取組目標6 図書館ボランティア(子ども対象の団体)人数

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ボランティア人数	目標値						100
	実績値	88	87				

☆取組目標7 学校等への資料貸出数

		R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
貸出冊数	目標値			5,500	6,000	6,500	7,000	7,500
	実績値	4,505	3,766	5,411				

○笠間市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成20年4月23日
教育委員会告示第17号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、子どもの豊かな心と生きる力を育むための読書活動を推進するため、笠間市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 子ども読書活動推進計画に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15名以内で構成し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 図書館の関係者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) 知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 推進会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、笠間市立笠間図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成18年3月19日

条例第189号

改正 平成20年9月19日条例第30号

平成24年3月16日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び第16条の規定に基づき、笠間市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、法第2条第1項に規定する図書館を次のとおり設置する。

名称	位置
笠間市立友部図書館	笠間市平町2084番地
笠間市立笠間図書館	笠間市石井2023番地1
笠間市立岩間図書館	笠間市下郷5140番地

(平20条例30・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に、館長、専門的職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 図書館に副館長を置くことができる。

(図書館協議会)

第4条 法第14条の規定に基づき、図書館に笠間市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、笠間市教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例14・一部改正)

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、笠間市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年笠間市条例第39号）の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成15年笠間市条例第38号）、友部町立図書館条例（平成6年友部町条例第5号）又は岩間町図書館の設置及び管理等に関する条例（昭和60年岩間町条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年条例第30号）

この条例は、平成20年10月25日から施行する。

附 則（平成24年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

○笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月19日

教育委員会規則第27号

改正 平成18年9月12日教委規則第51号

平成21年3月26日教委規則第6号

令和2年3月24日教委規則第6号

令和4年3月22日教委規則第2号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 図書館サービス（第10条—第21条）

第3章 館内施設の利用（第22条—第25条）

第4章 寄贈・寄託（第26条・第27条）

第5章 図書館協議会（第28条—第31条）

第6章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成18年笠間市条例第189号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、笠間市立図書館（以下「図書館」という。）の管理、運営及び職員並びに図書館協議会の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に掲げる事業を行う。

（資料区分）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 図書資料 図書、文書、地域資料、定期刊行物、小冊子、地図その他これらに類するものをいう。

（2） 図書館資料 図書資料及び映像資料、音声資料その他の視聴覚資料、

電子資料をいう。

(職及び職務)

第4条 条例第3条は、笠間市教育委員会事務局組織規則（平成18年笠間市教育委員会規則第6号）を準用し、相当職の職務を行うものとする。

(組織及び事務分掌)

第5条 図書館に庶務担当及び図書館担当を置く。

2 前項に規定する系の事務分掌は、別表のとおりとする。

(事務処理等)

第6条 図書館の事務処理、職員の服務等については、この規則に定めるもののほか、教育委員会諸規則等の例による。

(利用時間)

第7条 図書館の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を受けてこれを変更することができる。

区分	開館時間
平日	午前9時から午後7時まで
土・日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前9時から午後5時まで
12月の最後の開館日	午前9時から午後5時まで
1月の最初の開館日	午前10時から午後5時まで

(平21教委規則6・令2教委規則6・令4教委規則2・一部改正)

(休館日)

第8条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育長の承認を受けてこれを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

ア 定期休館日 月曜とする。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以降直近の休日でない日とする。

イ 資料整理日 毎月最終木曜日とする。ただし、この日が12月の最後の開館日、休日又は定期休館日に当たるときは除く。

ウ 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

エ 特別整理日 年 1 回 7 日以内

(平 2 1 教委規則 6 ・ 一部改正)

(損害の弁償)

第 9 条 利用者が、図書館の施設・設備及び図書館資料を滅失し、又は破損した場合は、館長は現品又は相当の代価をもって弁償させることができる。

2 損害の弁償について、やむを得ない事情がある場合で特に館長が認めるときは、それを免除することができる。

第 2 章 図書館サービス

(利用対象)

第 1 0 条 図書館資料の貸出しを受けることができる団体は、次のとおりとする。

(1) 市内の文庫・読書団体及び本市に事務所を有する官公署・学校・会社並びに団体等

(2) その他館長が適当と認める団体等

(利用登録)

第 1 1 条 個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、笠間市立図書館利用者登録書を館長に提出し、笠間市立図書館サービスカード（以下「サービスカード」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、配送などによるもの以外に図書館利用が困難であると館長が認めた者については、電話又は郵便等により、配送利用者登録を行うことができる。

3 団体に図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、笠間市立図書館団体利用登録書を館長に提出し、サービスカードの交付を受けるものとする。

(利用手続)

第 1 2 条 図書館資料の貸出利用をしようとする者は、前条の規定により交付を受けたサービスカードを窓口で提示し、若しくは自動貸出機により貸出しを受けるものとする。

(利用券紛失・登録事項変更等届出の義務)

第 1 3 条 サービスカードの紛失又は利用登録書の記載事項の変更等が発生した場合は、直ちに館長に届け出るものとする。

(図書館資料の貸出制限)

第14条 次に掲げる図書館資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 参考図書及び地域資料の一部
- (2) 官報及び新聞
- (3) その他館長が指定する図書館資料

(図書館資料の貸出数量)

第15条 館長は、資料種別等の区分により貸出点数を制限することができる。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、その数量を別に指定することができる。

(図書館資料の貸出期間)

第16条 図書館資料の貸出期間は、貸出しを行った日から、個人にあっては2週間以内とし、団体にあっては4週間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、その期間を別に指定することができる。

(図書館資料の継続貸出)

第17条 前条の期間満了後も、同一資料を引き続き利用しようとするときは、館長の承認を受け、継続貸出手続を行うものとする。この場合、継続利用の期間は、継続貸出手続日から2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を別に指定することができる。

(図書館資料の貸出停止)

第18条 館長は、図書館資料の返納を怠った者に対して、その状況により、一定期間図書館資料の貸出しを停止することができる。

(図書館資料の館内利用)

第19条 非開架の図書館資料を館内で利用しようとする者は、館内利用申込書を館長に提出し、許可を受けるものとする。

(視聴覚機材等の利用)

第20条 視聴覚機材等を利用しようとする者は、視聴覚機材等貸出申込書を館長に提出するものとする。

2 視聴覚機材等の貸出期間は、14日以内とする。

3 視聴覚機材等の返却の際、視聴覚機材等利用報告書を館長に提出するものとする。

(複写サービス)

第21条 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内で図書館資料の複写サービスを受けることができる。図書館資料の複写を受けようとする者は、図書館資料複写申込書を図書館長に提出し、その許可を受けるものとする。

2 複写を許可する資料は、図書館が所有する図書館資料とする。

3 図書館資料の複写は、複写しようとする者の調査研究の目的のためにのみ1複写部分につき1部とする。

4 前項に規定する図書館資料の複写に要する費用（著作権法上の使用料を含まない。）は、申込者の負担とし、別に定める。ただし、図書館長が必要と認めるときは、その全額を免除することができる。

5 複写物の利用に当たって、著作権法上の諸事項の処理については、複写を受けた者が行うものとする。

第3章 館内施設の利用

(館内施設の利用)

第22条 次の各号に掲げる図書館の施設（以下「館内施設」という。）は、図書館の事業運営に支障がない限りにおいて、他に利用させることができる。

名称	施設名
友部図書館	集会室（会議室）
	視聴覚室
	団体活動室
笠間図書館	ホール
	ボランティア室
	朗読サービス室
	お話の部屋
	エントランス展示コーナー

2 館内施設を利用できる者は、図書館資料を利用して活動する読書会・研究

会等の団体とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用手続)

第23条 館内施設を利用しようとする者は、利用予定期日3日前までに館内施設利用申込書を館長に提出し、利用許可を受けるものとする。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用時間)

第24条 館内施設の利用時間は、図書館の開館時間内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第25条 館長は、図書館の施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則及びこれに基づく諸規程に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (2) 利用目的・条件が許可のときと違ったとき、及び営利又は宣伝を目的とするもの
- (3) 図書館の運営上、特に支障があると認めたとき。

第4章 寄贈・寄託

(寄贈及び寄託)

第26条 図書館は、図書館サービスの向上のため、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄贈又は寄託を受けた図書館資料は、特別の契約がある場合を除いては、他の図書館資料と同様の取扱いにより一般の利用に供するものとする。

3 図書館は、寄託された図書館資料の紛失及び汚損等について、その責めを負わないものとする。

(手続)

第27条 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、寄贈(寄託)申込書により申し出、館長の承認を得て、現品を提供するものとする。

2 図書館は、受託した図書館資料について受託証を発行する。

第5章 図書館協議会

(組織)

第28条 笠間市図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数を得て成立する。

3 会議の議長は、委員長が務める。

(運営)

第30条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第31条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

第6章 雑則

(様式)

第32条 この規則に規定する様式は、別に定める。

(その他)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第51号）

この規則は、平成18年10月10日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第6号）

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（1） 友部図書館及び岩間図書館

庶務担当
1 図書館予算及び経理に関すること。
2 図書館の企画運営及び広報
3 図書館運営の調査研究及び企画統計に関すること。
4 物品等の出納及び保管
5 図書館の維持管理
6 公印の管守
7 図書館奉仕網の整備
8 図書館資料の選定及び受入れ・整理保管・利用貸出し、情報管理
9 文書の收受、発送及び保存
10 読書資料の発行及び配布
11 読書会・研究会・資料展示会等の開催及び奨励等に関すること。
12 図書館業務システムの管理、職員のサービス・研修、関連機関との連絡調整
図書館担当
1 図書館利用者のサービス
2 資料の寄贈及び寄託
3 読書相談及び案内

（2） 笠間図書館

庶務担当
1 図書館予算のとりまとめ及び経理に関すること。
2 図書館協議会
3 図書館の企画運営及び広報
4 図書館運営の調査研究及び企画統計に関すること。
5 物品等の出納及び保管

- 6 図書館の維持管理
- 7 公印の管守
- 8 図書館奉仕網の整備
- 9 図書館資料の選定及び受入れ・整理保管・利用貸出し，情報管理
- 10 文書の収受，発送及び保存
- 11 読書資料の発行及び配布
- 12 読書会・研究会・資料展示会等の開催及び奨励等に関すること。
- 13 図書館業務システムの管理，職員のサービス・研修，関連機関との連絡調整

図書館担当

- 1 図書館利用者のサービス
- 2 資料の寄贈及び寄託
- 3 読書相談及び案内